

【経営ニュース】

国民経済への影響大 税制改正法案の行方

平成20年度の通常国会はねじれ国会の下で、6月15日の会期末まで2か月となった4月14日においても審議は軒並み遅れ、政府が提出した法案の6割強が未採決のまま残っている状況にあるという。この中には「所得税法等の一部を改正する法律案」も含まれている。今年度の税制改正については、道路特定財源とされている揮発油税や自動車重量税などの暫定税率の期限切れ後、5月31日まで一部延長といった、いわゆるつなぎ法案成立で対応が終わったような雰囲気になっているが、実はこの法律案には所得税法、法人税法、相続税法、消費税法等の一部改正案も含まれているのである。

この所得税法等の一部を改正する法律案は、原則として平成20年4月1日から施行することされているもので、工事進行基準の対象となる工事の範囲にソフトウェアの開発を加える改正、公益法人制度改革に対応するための所得税法、法人税法、相続税法、登録免許税法の改正、国内源泉所得の範囲に外国法人の発行する債券の利子で国内において行う事業に帰せられるものを加える改正など、国民の生活や経済に影響を及ぼす改正も含まれている。2月29日に衆議院で可決された後、1月半以上参議院での審議が開始されないような異常事態は早急に解消することが望まれる。
